

「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」の一部改正

平成 21 年 1 月 16 日

(下線部分変更)

新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>(本文中に表示すべき事項及び表示順)</p> <p>第 3 条 投資信託の運用報告書の本文には、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、運用報告書には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。</p> <p>( 1 )～( 5 ) (略)</p> <p>( 6 ) 派生商品の取引状況等</p> <p>( 7 )～( 9 ) (略)</p> <p>( 10 ) 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は商品取引受託業務を兼業している委託会社の自己取引状況 投資信託財産と第一種金融商品取引業(金融商品取引法(昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。)第28条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下同じ。)、第二種金融商品取引業(同条第 2 項に規定する第二種金融商品取引業をいう。以下同じ。)<u>又は商品取引受託業務(商品取引所法(昭和25年法律第239号)第 2 条第17項に規定する商品取引受託業務をいう。以下同じ。)</u>を兼業している当該委託会社との間の取引状況及び当該委託会社に支払われた売買委託手数料の総額を表示するものとする。</p> <p>( 11 )～( 18 ) (略)</p> <p>( 19 ) 投資信託財産運用総括表 信託契約期間が終了した場合には、投資信託計算書類規則第 58条第 1 項第22号に規定する投資信託財産運用総括表を表示するものとする。</p> <p>( 20 )～( 21 ) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第 4 条～第 5 条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (同 左)</p> <p>(本文中に表示すべき事項及び表示順)</p> <p>第 3 条 (同 左)</p> <p>( 1 )～( 5 ) (同 左)</p> <p>( 6 ) 派生商品の取引状況</p> <p>( 7 )～( 9 ) (同 左)</p> <p>( 10 ) 第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業を兼業している委託会社の自己取引状況 投資信託財産と第一種金融商品取引業(金融商品取引法(昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。)第28条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下同じ。)<u>又は</u>第二種金融商品取引業(同条第 2 項に規定する第二種金融商品取引業をいう。以下同じ。)を兼業している当該委託会社との間の取引状況及び当該委託会社に支払われた売買委託手数料の総額を表示するものとする。</p> <p>( 11 )～( 18 ) (同 左)</p> <p>( 19 ) 投資信託財産運用総括表 信託契約期間が終了した場合には、投資信託計算書類規則第 58条第 1 項第20号に規定する投資信託財産運用総括表を表示するものとする。</p> <p>( 20 )～( 21 ) (同 左)</p> <p>2～3 (同 左)</p> <p>第 4 条～第 5 条 (同 左)</p>

新	旧
<p>(ファンド・オブ・ファンズの特例等)</p> <p>第6条 第2条、第3条及び第9条の規定は、ファンド・オブ・ファンズ(当該委託会社が運用の指図を行う親投資信託(その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とするもののうち、約款においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている投資信託以外の投資信託をいう。以下この条において同じ。))のみを主要投資対象とする投資信託を除く。以下同じ。)について準用する。</p> <p>2 前項で準用する第3条第1項第3号に掲げる事項の表示に当たっては、ファンド・オブ・ファンズが保有する投資信託証券(投資信託等の運用に関する規則(以下「運用規則」という。))第2条第3項に規定する投資信託証券をいう。以下同じ。)の値動きを当該ファンド・オブ・ファンズの基準価額の変動と関連づけて説明するものとする。</p> <p>3 ファンド・オブ・ファンズの計算期間の末日に保有する次に掲げる投資信託証券について、当該ファンド・オブ・ファンズの計算期間中に到来する当該投資信託証券の計算期間の末日(当該投資信託証券の計算期間がファンド・オブ・ファンズの計算期間中に複数ある場合は、当該ファンド・オブ・ファンズの計算期間の末日の直近の開示されている計算期間の末日とする。)における当該各号に定める事項を開示するものとする。</p> <p>(1) <u>運用規則</u>第12条第1項第1号に規定する証券投資信託の受益証券又は証券投資法人の投資証券 当該証券投資信託等(証券投資信託及び証券投資法人(外国証券投資信託及び外国証券投資法人を含む。))をいう。以下この条において同じ。)が保有する有価証券の明細又は上位銘柄並びに当該証券投資信託等の費用内訳又は損益計算書</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>運用規則</u>第12条第1項第3号に規定する証券投資信託以外の投資信託の受益証券又は同規則第30条に規定する証券投資法人以外の投資証券 当該投資信託等(投資信託及び投資法人(海外における同様の資産で、金商法に定める外国投資信託受益証券又は外国投資証券(外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除く。))に該当するものを含む。)をいう。)以下この条において同じ。)が保有する資産の明細又は上位銘柄並びに当該投資信託等の費用内訳又は損益計算書</p> <p>第7条～第9条 (略)</p>	<p>(ファンド・オブ・ファンズの特例等)</p> <p>第6条 (同 左)</p> <p>2 前項で準用する第3条第1項第3号に掲げる事項の表示に当たっては、ファンド・オブ・ファンズが保有する投資信託証券(投資信託等の運用に関する規則第2条第3項に規定する投資信託証券をいう。以下同じ。)の値動きを当該ファンド・オブ・ファンズの基準価額の変動と関連づけて説明するものとする。</p> <p>3 (同 左)</p> <p>(1) <u>投資信託等の運用に関する規則(以下「運用規則」という。)</u>第12条第1項第1号に規定する証券投資信託の受益証券又は証券投資法人の投資証券 当該証券投資信託等(証券投資信託及び証券投資法人(外国証券投資信託及び外国証券投資法人を含む。))をいう。以下この条において同じ。)が保有する有価証券の明細又は上位銘柄並びに当該証券投資信託等の費用内訳又は損益計算書</p> <p>(2) (同 左) (新 設)</p> <p>第7条～第9条 (同 左)</p>

新	旧
<p>(運用報告書の交付)</p> <p>第10条 委託会社は、<u>細則で定める場合を除き</u>、運用報告書を作成の都度、知れている受益者に交付しなければならない。なお、運用報告書の交付に<u>当たっては</u>、委託会社と運用報告書の交付に係る業務に関する委託契約を交わした販売会社を通じて行うことができるものとする。</p> <p>2 前項の規定に基づく運用報告書の交付に当たっては、次に掲げる受益者に対して、当該各号に定める方法により運用報告書を交付することができるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>第11条～第15条 (略)</p> <p>第16条 MMFを運用する委託会社は、次に掲げる事項(以下「月次開示事項」という。)について、第17条に定める方法により少なくとも月1回開示するものとする。</p> <p>(1)組入資産の種類別残高及び組入比率</p> <p>(2)公社債(<u>MMF等の運営に関する規則第3条第1項第1号に規定する国債等(以下「国債等」という。)及び金融債券を除く。</u>)、金融債券、CP及びCD等の上位5発行体別組入比率の状況</p> <p>(3)満期保有目的債券の明細</p> <p>(4)格付別組入資産の純資産総額に対する比率</p> <p>第16条の2～第19条 (略)</p>	<p>(運用報告書の交付)</p> <p>第10条 委託会社は、運用報告書を作成の都度、知れている受益者に交付<u>又は送付</u>しなければならない。なお、運用報告書の交付<u>又は送付にあたっては</u>、委託会社と運用報告書の交付に係る業務に関する委託契約を交わした販売会社を通じて行うことができるものとする。</p> <p>2 (同左)</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>第11条～第15条 (同左)</p> <p>第16条 MMFを運用する委託会社は、次に掲げる事項(以下「月次開示事項」という。)について、第17条に定める方法により少なくとも月1回開示するものとする。</p> <p>(1)組入資産の種類別残高及び組入比率</p> <p>(2)公社債(<u>MMF規則第5条第1号に規定する国債証券等及び金融債券を除く。</u>)、金融債券、CP及びCD等の上位5発行体別組入比率の状況</p> <p>(3)満期保有目的債券の明細</p> <p>(4)格付別組入資産の純資産総額に対する比率</p> <p>第16条の2～第19条 (同左)</p>
<p>(任意開示投資信託)</p> <p>第20条 前2条の規定にかかわらず、私募の投資信託、<u>政令第12条第1号及び第2号に規定する上場投資信託</u>及びクローズド期間中の単位型投資信託その他の細則で定める投資信託(以下「任意開示投資信託」という。)については、委託会社の判断により開示を行うものとする。</p> <p>第21条 (略)</p> <p>(本文中に表示すべき項目と表示順)</p> <p>第22条 不動産投信の運用報告書の本文には、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、運用報告書には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表</p>	<p>(任意開示投資信託)</p> <p>第20条 前2条の規定にかかわらず、私募の投資信託、<u>ETF</u>及びクローズド期間中の単位型投資信託その他の細則で定める投資信託(以下「任意開示投資信託」という。)については、委託会社の判断により開示を行うものとする。</p> <p>第21条 (同左)</p> <p>(本文中に表示すべき項目と表示順)</p> <p>第22条 (同左)</p>

新	旧
<p>示するものとする。</p> <p>(1) ~ (7) (略)</p> <p>(8) <b>投資信託財産運用総括表</b> 信託契約期間が終了した場合には、投資信託計算書類規則第58条第1項第22号に規定する<b>投資信託財産運用総括表</b>を表示するものとする。</p> <p>(9) ~ (13) (略)</p> <p>(14) 組入資産明細 当期末における組入資産の明細を資産の種類毎に区分して表示するものとする。ただし、この表示に代えて、有価証券については有価証券明細表(投資信託計算書類規則第57条第1項第1号に規定する有価証券明細表をいう。)を、不動産等については不動産等明細表(投資信託計算書類規則第57条第1項<b>第5号</b>に規定する不動産等明細表をいう。)を添付することができるものとする。</p> <p>(15) ~ (18) (略)</p> <p>(19) <b>長期修繕計画のために積立てた金銭</b> 長期修繕計画に基づいて期末に積み立てた金額を、当期以前5期以上の計算期間(計算期間が6ヵ月未満のものは、作成期末から過去5年間以上の期間における計算期間とする。)について、各期末における前期末の積立金残高、各計算期間の積立額及び<b>取崩額</b>並びに各期末における次期繰越額を表示するものとする。</p> <p>(20) ~ (23) (略)</p> <p>(24) 特定資産の価格等の調査 投資信託計算書類規則第58条第1項<b>第16号</b>に規定する事項について表示するものとする。</p> <p>(25) (略)</p> <p>(26) 委託会社が営む兼業業務に係る当該委託業者との間の取引の状況等 委託会社が、第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、宅地建物取引業(宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第2項に規定する宅地建物取引業をいう。以下同じ。)、<u>不動産特定共同事業(不動産特定共同事業法(平成6年法律第77号)第2条第4項に規定する不動産特定共同事業をいう。以下同じ。)</u>又は<b>商品取引受託業務</b>を営んでいる場合にあっては、当該兼業業務に係る第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、宅地建物取引業者、<u>不動産特定共同事業者</u>又は<b>商品取引受託業務者</b>である当該委託会社との間の取引状況及び当該委託会社に支払われた売買委託手数料の総額又は手数料の総額を表示するものとする。</p> <p>(27) ~ (31) (略)</p> <p>第23条 ~ 第25条 (略)</p>	<p>(1) ~ (7) (同 左)</p> <p>(8) <b>投資信託財産総括表</b> 信託契約期間が終了した場合には、投資信託計算書類規則第58条第1項第22号に規定する<b>投資信託財産総括表</b>を表示するものとする。</p> <p>(9) ~ (13) (同 左)</p> <p>(14) 組入資産明細 当期末における組入資産の明細を資産の種類毎に区分して表示するものとする。ただし、この表示に代えて、有価証券については有価証券明細表(投資信託計算書類規則第57条第1項第1号に規定する有価証券明細表をいう。)を、不動産等については不動産等明細表(投資信託計算書類規則第57条第1項<b>第4号</b>に規定する不動産等明細表をいう。)を添付することができるものとする。</p> <p>(15) ~ (18) (同 左)</p> <p>(19) <b>長期修繕計画のための積立て金銭</b> 長期修繕計画に基づいて期末に積み立てた金額を、当期以前5期以上の計算期間(計算期間が6ヵ月未満のものは、作成期末から過去5年間以上の期間における計算期間とする。)について、各期末における前期末の積立金残高、各計算期間の積立額及び<b>取り崩し額</b>並びに各期末における次期繰越額を表示するものとする。</p> <p>(20) ~ (23) (同 左)</p> <p>(24) 特定資産の価格等の調査 投資信託計算書類規則第58条第1項<b>第14号</b>に規定する事項について表示するものとする。</p> <p>(25) (同 左)</p> <p>(26) 委託会社が営む兼業業務に係る当該委託業者との間の取引の状況等 委託会社が、第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、宅地建物取引業(宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第2項に規定する宅地建物取引業をいう。以下同じ。)<u>又は</u>不動産特定共同事業(不動産特定共同事業法(平成6年法律第77号)第2条第4項に規定する不動産特定共同事業をいう。以下同じ。)を営んでいる場合にあっては、当該兼業業務に係る第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、宅地建物取引業者<u>又は</u>不動産特定共同事業者である当該委託会社との間の取引状況及び当該委託会社に支払われた売買委託手数料の総額又は手数料の総額を表示するものとする。</p> <p>(27) ~ (31) (同 左)</p> <p>第23条 ~ 第25条 (同 左)</p>

新	旧
<p>(本文中に表示すべき項目と表示順)</p> <p>第26条 不動産投資法人の資産運用報告の本文には、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、資産運用報告には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 組入資産明細 当期末における組入資産の明細を資産の種類毎に区分して表示するものとする。ただし、この表示に代えて、有価証券については有価証券明細表(投資法人の計算に関する規則(平成18年府令第47号、以下「投資法人計算書類規則」という。))第80条第1項第1号に規定する有価証券明細表をいう。)を、不動産等については不動産等明細表(投資法人計算書類規則第80条第1項第5号に規定する不動産等明細表をいう。)を添付することができるものとする。</p> <p>(15)～(18) (略)</p> <p>(19) <b>長期修繕計画のために積立てた金銭</b> 長期修繕計画に基づいて期末に積立てた金額を、当期以前5期以上の営業期間(営業期間が6ヵ月未満のものは、作成期末から過去5年間の期間における営業期間とする。)について、各期末における前期末の積立金残高、各営業期間の積立額及び取崩額並びに各期末における次期繰越額を表示するものとする。</p> <p>(20)～(25) (略)</p> <p>(26) 特定資産の価格等の調査 投資法人計算書類規則第73条第1項<b>第15号</b>に規定する事項について表示するものとする。</p> <p>(27) (略)</p> <p>(28) 資産運用会社が営む兼業業務に係る当該<b>資産運用会社</b>との間の取引の状況等</p> <p>(略)</p> <p>(29)～(33) (略)</p> <p>(以下略)</p> <p>附 則 この改正は、平成21年1月16日より実施する。</p>	<p>(本文中に表示すべき項目と表示順)</p> <p>第26条 (同 左)</p> <p>(1)～(13) (同 左)</p> <p>(14) 組入資産明細 当期末における組入資産の明細を資産の種類毎に区分して表示するものとする。ただし、この表示に代えて、有価証券については有価証券明細表(投資法人計算書類規則第80条第1項第1号に規定する有価証券明細表をいう。)を、不動産等については不動産等明細表(投資法人計算書類規則第80条第1項第5号に規定する不動産等明細表をいう。)を添付することができるものとする。</p> <p>(15)～(18) (同 左)</p> <p>(19) <b>長期修繕計画のための積立てた金銭</b> (同 左)</p> <p>(20)～(25) (同 左)</p> <p>(26) 特定資産の価格等の調査 投資法人計算書類規則第73条第1項<b>第13号</b>に規定する事項について表示するものとする。</p> <p>(27) (同 左)</p> <p>(28) 資産運用会社が営む兼業業務に係る当該<b>委託業者</b>との間の取引の状況等 (同 左)</p> <p>(29)～(33) (同 左)</p> <p>(同 左)</p>